



鹿追町内中小企業者の皆様へ

物価高騰対策支援

今般、原材料・資材等の物価高騰の影響を受けている、町内中小企業者に対し、事業継続の負担軽減を目的として支援金を給付します。

受付
期間

令和8年

令和8年

5月1日(金)～7月31日(金)

給付内容

法人の場合

15万円

個人の場合

10万円

※鹿追町農業者物価高騰対策支援金との重複申請は出来ません。

給付条件(①～③の条件をすべて満たす方)

- ①町内に独立した本店または支店の事業所、店舗を有する中小企業者。
または、事業所、店舗等を有していない中小企業者の場合は町内に住所を有する。(法人を除く)
- ②町税を完納しているもの。ただし、税の猶予措置がされている場合、または町税の納付義務がない者(町外に住所を有するもの等)はこの限りではない。
- ③令和8年4月30日以前に営業を開始した中小企業者。

【必要書類】給付にあたっては申請が必要です。

■ 法人事業者・個人事業者共通

①鹿追町内中小企業者物価高騰対策支援金給付申請書

②確定申告書別表一の写し。ただし、e-tax受付日時があるもの又は税理士のサインがあるもの

③鹿追町商工業者営業届出書(未提出者のみ)

④その他、町長が必要と認める書類

■ 法人事業者のみ: 法人事業概況説明の写し(表・裏)

■ 個人事業者のみ: 所得税決算書(青または白)の写し

※創業して初回決算期を迎えていない事業所については、事業実態が確認できる書類を提出すること。

開業届の写し、事業に関する契約書、請求書、納品書、事業用口座の入出金記録等。
現地確認させていただく場合があります。

詳細、申請書は
コチラから →



お問合せ・申請窓口

鹿追町商工会

TEL0156-66-2107

この事業は、商工会に委託しています。

～主催 鹿追町～